

海老名市
新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

【小児接種】

令和4年4月1日

海老名市 保健福祉部 健康推進課
(新型コロナウイルスワクチン接種対策本部)

※本計画は令和4年4月1日時点の計画です。

今後、薬事承認、ワクチン供給、国からの指示や通知等により内容が変更になる場合があります。

1 小児接種の目的

国内における小児（5歳～11歳）の新型コロナウイルス感染症は、中等症や重症例の割合は少ないものの、オミクロン株の流行に伴い新規感染者が増加する中で、重症に至る症例数が増加傾向にあること、感染者全体に占める小児の割合が増えていることが報告されています。また、基礎疾患のある小児では、新型コロナウイルスに感染することで重症化するリスクが高くなると言われています。

今後様々な変異株が流行することも想定されること、現時点において特に重症化リスクの高い基礎疾患を有する5歳～11歳の小児に対して接種の機会を確保することが望ましいと考えられることから、令和4年1月21日に小児用ファイザー社製ワクチンが特例承認され、同年1月28日付け事務連絡により5歳～11歳の小児を対象としたワクチン接種（以下「小児接種」といいます。）の方針が厚生労働省から示されました。

2 小児接種の概要

(1) 小児接種の位置付け

- ・小児接種については、他の年齢の方への接種と同様に、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」といいます。）附則第7条の規定に基づき法第6条第1項の予防接種とみなして実施される臨時接種に位置づけられますが、予防接種法上の「努力義務」の規定は適用しないこととされています。
- ・接種を受けるにあたっては、ワクチン接種の効果と副反応等のリスクについてよく検討していただき、本人及び保護者の方の意思に基づいて接種を判断いただくことになります。

※ワクチンの接種は強制ではなく、周りの人に接種を受けることを強制したり、接種を受けていない人に差別的な取り扱いをすることのないようにすることとされています。

- ・接種の実施にあたっては、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等の指針に基づき、初回接種における基本的事項、実施体制等に準じて実施します。

(2) 実施期間

令和4年1月28日から令和4年9月30日まで

(3) 内容

対象者	接種を受ける日に5歳から11歳までの者
対象者数	約8,400人
ワクチン	小児用ファイザー社製ワクチン
接種回数	21日（3週間）以上の間隔を空けて2回接種

3 小児接種の実施内容

(1) 接種券の発送

令和4年2月28日 発送

※5歳到達者については、誕生日の前月を目途に随時発送

(2) 接種の実施

ア 個別接種 市内の小児科を中心とした個別接種実施医療機関

イ 集団接種

場 所	えびな市民活動センター ビナレッジ
スケジュール	3月17日～4月28日（木曜日、土曜日） 午後2時～午後4時
対 象	9歳～11歳 (令和4年度に4年生～6年生になる児童)